

分任契約担当官
陸上自衛隊飯塚駐屯地
第366会計隊飯塚派遣隊長 荒木 渉

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 大型車両用オートリフト3年定期点検ほか1件
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和9年3月31日
- (4) 履 行 場 所 各地

2 競争参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の全省庁統一資格において、「役務の提供等」で「D」以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（資格審査結果通知書（写し）を入札日前日までに提出すること。）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 適用する契約条項及び契約条項を示す場所

陸上自衛隊飯塚駐屯地第366会計隊飯塚派遣隊事務室及び
陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

4 競争執行の場所及び日時

飯塚駐屯地会計隊入札室
令和8年9月16日（水）10時00分

5 保証金

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額中、未履行部分の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 落札決定方式

総品目の総額（消費税抜き）により決定するものとし、当方所定の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とするものとする。
また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した額をもって契約金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の消費税等相当額を除いた金額（税抜額）を入札書に記載すること。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

落札決定後、遅滞なく作成する。なお、契約書は陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式に基づき作成し、以下の契約条項を適用するものとする。

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 その他

- (1) 入札及び契約心得を了承の上、入札に参加すること。
- (2) 郵便による入札は認める。ただし、電話、電報、FAX等による入札は認めない。
郵便で入札を行う場合は、入札日前日（休日の場合はその直前の平日）の12時迄に必着するように郵送し、郵便封筒の表面に（大型車両用オートリフト3年定期点検ほか1件 入札書在中）のように入札件名を記入すること。再度入札となった場合は別途連絡する。
併せて、郵送したことを電話にて当隊に連絡を行うこと。
- (3) 入札に関する事項について委任を受け入札に参加する者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等の提出を依頼する場合がある。また、この資料等の提出に応じない場合又はその内容の証明が不十分な場合は、その説明を求める場合があるため真摯に応じること。
なお、これらの積算資料等の提出・説明に応じなかった場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなないことがある。
- (5) 公告掲示場所
飯塚商工会議所、第366会計隊飯塚派遣隊（飯塚駐屯地）、第366会計隊（福岡駐屯地）、第366会計隊小倉派遣隊（小倉駐屯地）の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)
- (6) 仕様書の内容に疑義等がある者については、下記の規格の担当者に対し入札前までに問い合わせるものとする。
- (7) 携行品：印鑑、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、委任状（委任を受けた方のみ）
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒820-0064

福岡県飯塚市津島282

陸上自衛隊飯塚駐屯地

第366会計隊飯塚派遣隊 担当：松尾

TEL：0948-22-7651 内線（385）

FAX：0948-22-7053 （直通）

- (9) 品名・規格に関する問い合わせ先

第102高射直接支援大隊2・3係 植杉2曹：内線（524）

第102高射直接支援大隊直接支援隊 池田1曹：内線（515）

内 訳 書

[illegible]

調達要求番号：6SJB1A50514

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
大型車両用オートリフト3年定期点検		AADS-R08002	
		作 成	令和8年8月25日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第102高射直接支援大隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両整備用オートリフト（以下、本機という。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.4 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	品 名	型 式	数 量	備 考
1	大型車両用オートリフト	WSL-PSFU300S	1	(株)バンザイ製

引用文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t，24t，30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 品名・数量等

品名・数量等は、調達要領指定書による。

2.2 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で点検するものとする。

2.3 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“整備作業方式”によるものとし、整備作業表は、表4による。

2.5 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等品以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.8 塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置、商習慣による。

2.9 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 検査など

整備後の試験などは、官側立会のうえ提出書類を確認し外観・機能検査後に引渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.3 品質保証期間

定期点検に伴う定期交換部品の品質保証期間は、部品交換の日から6ヶ月間とする。

4 その他の指示

4.1 官側の支援

点検に必要な人員及び車両については、官側の支援を受けることができる。

なお、支援を受ける場合は、必要事項を調達要求元と調整するものとする。

4.2 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7により返納するものとする。

4.3 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書 ^{a)}		GLT-CG-Z000001の5.2による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
注 ^{a)} 必要に応じて提出する。		

4.4 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3－添付書類

名 称	部数	注 記
定期点検成績書	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

4.5 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格等については、商習慣とする。

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表 4－整備作業表

工 程		作 業 内 容
1	作業前の確認	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に確認する。
2	再現テスト	確認した状況の再現テストを行う。 なお、その際、官側の管理責任者の立会のうえ確認する。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフト位置の確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.2 に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.5 に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要領指定書	発 簡 番 号											
	調 達 要 求 番 号	6 S J B 1 A 5 0 5 1 4										
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年8月25日										
	作 成 部 隊	第102高射直接支援大隊										
	作 成 年 月 日	令和8年8月25日										
品 名	大型車両用オートリフト3年定期点検											
仕 様 書 番 号	A A D S - R 0 8 0 0 2											
指定事項 1 整備品名・型式・数量 <table border="1"> <tr> <th>品 名</th> <th>型 式</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>大型車両用オートリフト</td> <td>W S L - P S F U 3 0 0 S</td> <td>1</td> <td>(株)バンザイ製</td> </tr> </table>					品 名	型 式	数 量	備 考	大型車両用オートリフト	W S L - P S F U 3 0 0 S	1	(株)バンザイ製
品 名	型 式	数 量	備 考									
大型車両用オートリフト	W S L - P S F U 3 0 0 S	1	(株)バンザイ製									
2 整備実施場所 実施場所は、飯塚駐屯地 第102高射直接支援大隊 車両整備工場とする。												
3 交換部品の返納 交換部品の返納は、行わないものとする。なお、処分については、契約相手方が処分するものとする。												
4 交換部品 (1) 大型車両用オートリフトの交換部品については、別紙「交換部品（大型車両用オートリフト定期点検）」のとおり。												

交換部品（大型車両用オートリフト定期点検）

品目番号	品 名	数 量
1	MC ウェアリング	2 個
2	スクレーパー	2 個
3	MC ライナ	1 4 個
4	高圧ゴムホース	2 個
5	爪 (B)	4 個
6	爪取り付け板	4 個
7	六角穴付ボルト	8 個
8	六角穴付ボルト用ばね座金	8 個
9	平座金	8 個
1 0	リンク	4 個
1 1	ピン (A)	4 個
1 2	スナップピン	2 0 個
1 3	φ6×60 ピン	4 個
1 4	アジャストナット	2 個
1 5	爪解除ロッド	2 個
1 6	六角ナット	4 個
1 7	ソレノイド	2 個
1 8	ピン (B)	2 個
1 9	リミットスイッチ	2 個
2 0	MC ウェアリング用シム調整板 0.2	2 個
2 1	MC ウェアリング用シム調整板 0.1	2 個
2 2	MC ライナ用シム調整板 0.1	1 4 個
2 3	単列深溝玉軸受	4 個
2 4	軸用 C 型止メ輪	4 個
2 5	単列深溝玉軸受	4 個
2 6	トルクリミッタ	1 個
2 7	単列深溝玉軸受	4 個
2 8	ローラチェーン	1 個
2 9	ターンバックル	1 個
3 0	ワイヤクリップ	2 個
3 1	ワイヤ	1 個
3 2	滑車	1 1 個
3 3	電磁チェックバルブ A s s y	2 式
3 4	電磁チェックバルブ A s s y	2 式
3 5	ホイスト用押釦開閉器	1 個

交換部品（大型車両用オートリフト定期点検）

[illegible]

調達要求番号：6SJB1A50515

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
中型車両用オートリフト6年定期点検		AADS-R08003	
		作 成	令和8年8月25日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第102高射直接支援大隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両整備用オートリフト（以下、本機という。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約6年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.4 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	品 名	型 式	数 量	備 考
1	中型車両用オートリフト	WSL-PS100	1	(株)バンザイ製

引用文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t，24t，30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 品名・数量等

品名・数量等は、調達要領指定書による。

2.2 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で点検するものとする。

2.3 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“整備作業方式”によるものとし、整備作業表は、表4による。

2.5 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等品以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.8 塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置、商習慣による。

2.9 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 検査など

整備後の試験などは、官側立会のうえ提出書類を確認し外観・機能検査後に引渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.3 品質保証期間

定期点検に伴う定期交換部品の品質保証期間は、部品交換の日から6ヶ月間とする。

4 その他の指示

4.1 官側の支援

点検に必要な人員及び車両については、官側の支援を受けることができる。

なお、支援を受ける場合は、必要事項を調達要求元と調整するものとする。

4.2 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7により返納するものとする。

4.3 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	－
無償貸付申請書 ^{a)}		GLT-CG-Z000001の5.2による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		－
注 ^{a)} 必要に応じて提出する。		

4.4 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3－添付書類

名 称	部数	注 記
定期点検成績書	各 1	－
交換部品証明書		－
品質保証書		－
納入品のかしに関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

4.5 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格等については、商習慣とする。

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表 4－整備作業表

工 程		作 業 内 容
1	作業前の確認	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に確認する。
2	再現テスト	確認した状況の再現テストを行う。 なお、その際、官側の管理責任者の立会のうえ確認する。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフト位置の確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.2に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載 及びシールの塗布	検査終了後、4.5に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要領指定書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 番 号	6 S J B 1 A 5 0 5 1 5		
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年8月25日		
	作 成 部 隊	第102高射直接支援大隊		
	作 成 年 月 日	令和8年8月25日		
品 名	中型車両用オートリフト6年定期点検			
仕 様 書 番 号	A A D S - R 0 8 0 0 3			
指定事項				
1 整備品名・型式・数量				
品 名		型 式	数 量	備 考
中型車両用オートリフト		W S L - P S 1 0 , 0	1	(株)バンザイ製
2 整備実施場所				
実施場所は、竹松駐屯地 第102高射直接支援大隊 車両整備工場とする。				
3 交換部品の返納				
交換部品の返納は、行わないものとする。なお、処分については、契約相手方が処分するものとする。				
4 交換部品				
(1) 中型車両用オートリフトの交換部品については、別紙「交換部品（中型車両用オートリフト定期点検）」のとおり。				

交換部品（中型車両用オートリフト定期点検）

[illegible]

入札書

金額 ¥

件名	規格	数量	単位	単価	金額
大型車両用オートリフト3年定期点検	仕様書のとおり	1	ST		
中型車両用オートリフト6年定期点検	仕様書のとおり	1	ST		
合計					
履行場所	各地	履行期限		令和9年3月31日	
入札（契約）保証金	免除	有効期間			

上記の通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年9月16日

分任契約担当官
陸上自衛隊飯塚駐屯地
第366会計隊飯塚派遣隊長 荒木 渉 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

令和8年9月1日

業者各位

陸上自衛隊飯塚駐屯地
第366会計隊飯塚派遣隊 担当:松尾

市場価格調査のご協力について

お世話になっております。

下記契約案件について、入札(見積)に先立ち、市場価格調査を依頼します。

件 名: 大型車両用オートリフト3年定期点検 ほかに1件

市場価格調査提出日: 令和8年9月11日

市場価格調査提出要領: FAX又はメールにより回答

FAX:0948-22-7053(直通)

メール: 366fin_iizukadet_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

連絡事項: 上記の「市場価格調査提出日」までに、ご回答の程お願いいたします。

回答については別紙の「市場価格調査書」の単価及び金額欄に市場価格を記載するとともに、下部の会社名等記入欄に担当者氏名・連絡先とともに記載し回答をお願いします。

なお、記載する単価等は納地(履行場所)に応じた送料等も加味したものとし、消費税等相当額については含まない(税抜)金額での記載をお願いします。

また、メールにより回答を送付した際はお手数ですが、
下記電話番号へ、メールで送付した旨のご連絡をお願いいたします。

その他: 本依頼及び入札(見積)についてご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

〒820-0064

福岡県飯塚市津島282

陸上自衛隊飯塚駐屯地

第366会計隊飯塚派遣隊 担当:松尾

TEL:0948-22-7651 内線(385)

FAX:0948-22-7053(直通)

市場価格調査書

金 額 ￥

件 名	規 格	数量	単位	単 価	金 額
大型車両用オートリフト3 年定期点検	仕様書のとおり	1	ST		
中型車両用オートリフト6 年定期点検	仕様書のとおり	1	ST		
合 計					
履行場所	各地	履行期限		令和9年3月31日	
入札（契約）保証金	免 除	有効期間			

上記のとおり市場価格調査について回答します。

令和8年9月11日

分任契約担当官
陸上自衛隊飯塚駐屯地
第366会計隊飯塚派遣隊長 荒木 渉 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

計算価格内訳（大型車両用オートリフト3年定期点検）

項 目	価 格（税抜）
部品代	
作業費（部品取替、点検作業）	
諸経費	
合計	

部品代等内訳（大型車両用オートリフト3年定期点検）

番号	項 目	規 格	数 量	単 位	金 額
	大型車両用オートリフト3年定期点検	WSL-PSFU300S	1	式	
1	MCウエアリング		2	個	
2	スクレーパ		2	個	
3	MCライナー		14	個	
4	高圧ゴムホース		2	個	
5	爪（B）		4	個	
6	爪取付板		4	個	
7	六角穴付ボルト		8	個	
8	六角ボルト用ばね座金		8	個	
9	平座金		8	個	
10	リンク		4	個	
11	ピン（A）		4	個	
12	スナップピン		20	個	
13	φ6×60ピン		4	個	
14	アジャストナット		2	個	
15	爪解除ロッド		2	個	
16	六角ナット		4	個	
17	ソレノイド		2	個	
18	ピン（B）		2	個	
19	リミットスイッチ		2	個	

20	MCウエアリング用シム調整板	0. 2		2	個	
21	MCウエアリング用シム調整板	0. 1		2	個	
22	MCライナー用シム調整板	0. 1		14	個	
23	単列深溝玉軸受			4	個	
24	軸用C型止め輪			4	個	
25	単列深溝玉軸受			4	個	
26	トルクリミッタ			1	個	
27	単列深溝玉軸受			4	個	
28	ローラチェーン			1	本	
29	ターンバックル			1	個	
30	ワイヤクリップ			2	個	
31	ワイヤ			1	本	
32	滑車			11	個	
33	電磁チェックバルブ Assy			2	式	
34	電磁チェックバルブ Assy			2	式	
35	ホイス ト用押釦開閉器			1	個	
36	キャプタイヤコード			1	本	
	合計					

計算価格内訳（中型車両用オートリフト6年定期点検）

項 目	価 格（税抜）
部品代	
作業費（部品取替、点検作業）	
諸経費	
合計	

部品代等内訳（中型車両用オートリフト6年定期点検）

番号	項 目	規 格	数 量	単 位	金 額
	中型車両用オートリフト6年定期点検	WSL-PS100	1	式	
1	Oリング 1-2		2	個	
2	Oリング 1-8		2	個	
3	スクレーパ		2	個	
4	パッキン		2	個	
5	Oリング 1-13		2	個	
6	スチールボール		2	個	
7	油面計		2	個	
8	Vベルト		4	本	
9	トロコイドポンプ		2	個	
10	定流量弁ASSY		2	個	
11	カバーゴムB		2	個	
12	サクションパイプ		2	個	
13	リターンパイプ		2	個	
14	カバーゴムA		2	個	
15	リモコンボックス		1	個	
16	リモコン用キャプタイヤコード 20m		1	本	
	合計				